

裁量ペナルティーのガイドライン

1. 違反に対するペナルティーを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、その範囲はゼロ点（ペナルティーなし）から DSQ（失格）までです。ペナルティーは、このガイドラインに沿って決定されます。
2. ただし、違反が故意あるいは悪質な場合には、プロテスト委員会は規則 2（公正な帆走）に基づくペナルティー（DNE）を考慮します。
3. 裁量ペナルティーは、予め決められた標準ペナルティーを単純に与えるものではありません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対して先ずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものです。
4. ペナルティー決定の出発点は、表 1 と表 2 に与えられています。表 1 には、具体的な規則違反に対するバンドが示されています。表 2 は、表 1 に挙げられていない規則違反に対するバンドを決める際に用いられます。表 1 にバンドの範囲が示されている場合には、その範囲の中でバンドを決める際にも表 2 が用いられます。
5. ペナルティーは次の 4 つのバンドに分けられます。
 - バンド 1: 0 – 10% （中点 5%）
 - バンド 2: 10 – 30% （中点 20%）
 - バンド 3: 30 – 70% （中点 50%）
 - バンド 4: DSQ
6. まず、表 1 と表 2 を用いて、どのバンドに相当するかを決定します。決定したバンドの中点をペナルティー決定の出発点とします。次に、バンド内でのペナルティーの増減やバンドの増減が必要な要素があるか否かを決定します。
7. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。
 - (a) 違反は偶発的であったか。
 - (b) 違反せざるを得ない事情や尤もな理由があったか。
 - (c) 競技者や支援者は、違反を自らプロテスト委員会に申し出たか。
 - (d) その艇の乗員や支援者以外の者が、その違反に寄与したか。

8. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。
 - (a) 違反は繰り返されたか。
 - (b) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか。
 - (c) 競技者や支援者は、違反を隠そうとしたか。
 - (d) 誰かに迷惑をかけたか。

9. プロテスト委員会は、7と8以外のことを考慮してペナルティーを増減することができます。

10. ペナルティーを決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。
 - (a) 得点は、DSQ の得点より悪くはない。
 - (b) パーセンテージペナルティーは、小数点以下第1位を四捨五入する。
 - (c) 違反が艇の性能に影響した場合、影響した全てのレースにペナルティーが課される。
 - (d) 違反が艇の性能に影響していない場合、規則 64.1 に定められている通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。

11. 裁量ペナルティーを適用する場合の判決文には、以下のような記述が含まれます ((a) and ((b) or (c))) 。
 - (a) 「裁量ペナルティーガイドラインに基づき、出発点を●●%と決定した。」
 - (b) 「●●であったので、裁量ペナルティーガイドライン 7(x)に基づき、ペナルティーを軽減した。」または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
 - (c) 「●●であったので、裁量ペナルティーガイドライン 8(x)に基づき、ペナルティーを加重した。」または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」

表 1 基本ペナルティー・バンド表 (通常はバンドの中央値が基本ペナルティーである)

特定の違反行為 - リストにない違反行為について、またはバンドが範囲で提示されている場合は表 2 を参照すること。 - その違反行為には DP の適用が認められていることを確認すること。	バンド
安全規定	
<ul style="list-style-type: none"> • 陸上にとどまる場合に、所定の書式にてレース・オフィスへの通知を怠った。 	1
<ul style="list-style-type: none"> • リタイアの報告要件に従わなかった (通知しなかった、書式の提出をしなかった、書式の提出が抗議締切時刻より遅れた) 。 • 違反の結果、捜索や救助活動の開始をもたらした。 	1 4
<ul style="list-style-type: none"> • 艇置き場-艇を指定された場所に置いていない。ただし OA に通知した。 	1
<ul style="list-style-type: none"> • 艇置き場-艇を指定された場所に置いていない。OA に速やかに通知しなかった。 	2
<ul style="list-style-type: none"> • 通行する商業船を回避しなかった。 	1 - 4
<ul style="list-style-type: none"> • レース中ではないときに、許される時間以上にライフジャケットを着用していなかった。 	1 - 2
行動規範	
<ul style="list-style-type: none"> • 大会役員からの合理的な要請に従わなかった。 • 支給された装備について、適切な注意をもって扱わなかった。またはその機能を妨害した。 	2-4 1-4
出艇	
<ul style="list-style-type: none"> • 陸上にとどまれとの指示に従わなかった (陸上での AP、D 旗等) 。 	1-4
スタート	
<ul style="list-style-type: none"> • RC スタート船のアンカー・ラインに取り付けられたブイと RC 船の間を通過した。 	1
<ul style="list-style-type: none"> • スタート・エリアを回避しなかったが、レース中の艇を妨害はしなかった。 	1
<ul style="list-style-type: none"> • スタート・エリアを回避せず、レース中の艇を妨害した。 	4
装備検査	
<ul style="list-style-type: none"> • 指示に従わなかった—正当な理由がある。 	1
<ul style="list-style-type: none"> • 指示に従わなかった—正当な理由がない。 	3
乗員の交代と装備の交換	
<ul style="list-style-type: none"> • 指示に従わなかった—正当な理由がある。 	1 3

<ul style="list-style-type: none"> 指示に従わなかった—正当な理由がない。 乗員または装備を、規則に適合していない乗員または装備と交換した。 	4
支援艇と観覧艇	
<ul style="list-style-type: none"> 公認コーチ・ボートの周辺 2 m 以内のゾーンに入った。—偶然、利点はなかった 衣服や食料を「ギア・ボート」以外の艇に積んだ。 	1 1
識別表示と広告	
<ul style="list-style-type: none"> 大会ステッカー（広告、バウ・ナンバー、セール・ドット等）を指定されたとおりに表示しなかった。 表示はしたが指定場所からはがれた。（主催団体により支給された場合は 0 %） 定められたとおりにビブを着用しなかった。 	2-4 1 1 - 2
<ul style="list-style-type: none"> ナショナル・フラッグを表示しなかった ナショナル・フラッグを表示したが、指定場所からはがれた。 	1 1
無線通信	
<ul style="list-style-type: none"> すべての艇が利用できない無線・テキスト・携帯電話の通信を発信・受信した。 	3
ごみの処分	
<ul style="list-style-type: none"> ゴミを故意に投棄した。 	4
トラッキング装置	
<ul style="list-style-type: none"> 装置を求められたとおりに受け取り・返却しなかった。またはサイン・アウト / インしなかった。 装置を取り付けなかった。または取り付け指図書とおりに取り付けなかった。 装置を取り付けたが、その作動を妨害した。 	1 3 4
クラス規則	
<ul style="list-style-type: none"> セール・ナンバー、国別コードの不備 ブラック・バンドがない、または位置の間違い セールがバンドを超えてセットされた 製造者支給または管理の装備を改造 艇やフォイルの表面に禁止された整形や再加工を施した 登録されていない（ただし認証された）装備を使用 安全装備がない、または不適切な装備 禁止された GPS その他の電子機器の使用 認証されていない装備の使用 コレクターがない、または不適切な場所に取り付け 計測の許容範囲を超えた装備の使用（損耗と破れを除く） ボート・スピードへの効果はない 	1 2 3 3 4 3 1 - 4 4 4 4 1

・ 効果はあり得るが性能への明らかな効果はない	2
・ 性能への明らかな効果がある	4

表2 ペナルティーを決定するための一般質問

<p>一般質問</p> <p>上記表にリスト・アップされていない違反行為の場合、または上記表が複数のバンドを提示している場合、この表を用いる。</p>	<p>バンド</p>
<p>違反行為が安全を脅かす可能性があったか？</p>	
<p>No 可能性はあったが確実ではない</p> <p>Yes</p>	<p>1 2-3 4</p>
<p>その艇は競技上の有利を得ることができたか？</p>	
<p>No - その可能性はない。</p> <p>可能であったが、順位に影響をおよぼしたとは考えにくい。</p> <p>フィニッシュ順位に影響したことは、ほぼ確実である。</p>	<p>1 2-3 4</p>
<p>その違反行為が、セーリング・スポーツの名誉を傷つける可能性はあったか？</p> <p>(注：プロテスト委員会が、セーリング・スポーツの名誉が傷つけられたと考える場合には、規則 69 に基づく処置を、とりわけほかの規則が適用されない場合には、検討するべきである。)</p>	
<p>No 可能性はあったが確実ではない</p> <p>Yes</p>	<p>1 2-3 4</p>
<p>違反行為が損傷や傷害をもたらしたか？</p>	
<p>No 可能性はあったが確実ではない</p> <p>Yes</p>	<p>1 2 - 3 4</p>

年 月 日

プロテスト委員長